Grant Thornton

経理・人事部門の基本有用情報

社会保険労務ニュースレター

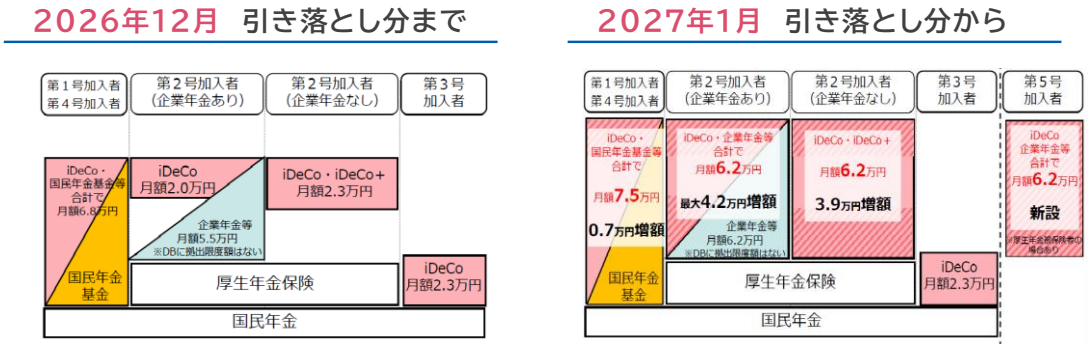
テーマ：2026 年 12 月施行　企業型 DC および iDeCo 改正

バックナンバー
はこちらから

確定拠出年金（DC）制度には、会社が掛金を支払う「企業型確定拠出年金（企業型 DC）」と、個人で加入する「個人型確定拠出年金（iDeCo）」の 2 種類があります。人生 100 年時代への突入や、65 歳超雇用・定年延長の広がりに対応するため、これらの制度の拡充が進んでいます。これまで（DC 以外も含む）企業年金制度の有無によって異なっていた拠出枠が見直され、税制優遇を活用しながら老後資産を準備しやすくなります。

企業型 DC および iDeCo の拠出限度額の拡大（2026 年 12 月施行）

企業型 DC 拠出限度額が拡大され、企業年金制度等の有無にかかわらず「月額 6.2 万円」を基準とした仕組みに見直されます。



※　出典：厚生労働省『iDeCo の加入者、加入ご検討中の皆さまへ』公表資料

- 企業型 DC 拠出限度額が、月額 5.5 万円から 6.2 万円に引き上げられます。
- 企業年金がある場合、6.2 万円から事業主拠出額を引いた範囲内で iDeCo を利用できます。
- 企業年金がない場合、iDeCo の拠出限度額が月額 2.3 万円から 6.2 万円へ引き上げられます。
- 企業型 DC のマッチング拠出についても、上限額は 6.2 万円になります。加入者掛金が事業主掛金額を超えられないとする制限は 2026 年 4 月に撤廃されました。しかしながら、マッチング拠出を利用すると iDeCo は加入できないため、制度利用にあたっては留意が必要です。

iDeCo 加入可能年齢の引き上げ（2026 年 12 月施行）

iDeCo に加入できる年齢が現在の 65 歳未満から 70 歳未満へ引き上げられ、より長い期間にわたり老後資産形成に取り組める環境が整備されます。なお、老齢基礎年金や iDeCo の老齢給付金を受給している方は対象外となるなど、加入には一定の要件があります。

人事担当者が確認しておきたいポイント

従業員が自身に合った制度を活用できるよう周知方法を検討するとともに、企業型 DC 規約や退職金規程の見直し、自社の制度運用への影響について確認しておきましょう。なお、厚生労働省では下記リーフレットを公表しています。制度改正への対応や従業員への周知にご活用ください。

- 厚生労働省『企業型 DC を実施する事業主・従業員の皆さまへ』
  https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001739467.pdf, 2026 年 11 月 25 日取得
- 厚生労働省『iDeCo の加入者、加入ご検討中の皆さまへ』
  https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001726959.pdf, 2026 年 11 月 25 日取得

もう少し補足！

DC を一時金で受け取る際の、退職所得控除のルールが変わります。DC 以外の退職金より先に受け取る場合、これまで「5 年」の間隔があれば退職所得控除の調整対象外となっていましたが、改正後は「10 年」の間隔が必要になります。退職金や DC は受取時期や受取方法によって税金や社会保険料への影響が異なるため、会社としても自社の制度について事前に整理しておくことが重要です。

© Grant Thornton Japan. All rights reserved.

太陽グラントソントン